

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、受給者の管理を行い、児童手当を支給する。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ① 認定請求書、額改定認定請求書、受給事由消滅届および現況届の受理、審査 ② 氏名・住所等変更届の受理、確認 ③ 別居監護申立書、監護・生計費の確認書等確認書の受理、審査 ④ 未支払の児童手当請求書の受理、審査 ⑤ 父母指定者指定届の受理、審査 ⑥ 公金受取口座の情報取得
③システムの名称	・児童手当システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・マイナポータル申請管理 ・統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童手当関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用範囲） <別表（第九条関係）における利用範囲の根拠> 上欄（個人番号利用事務実施者）が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「児童手当」が含まれる項（81の項）  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第44条  ・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141及び161の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法」が含まれる項(106及び107項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p style="text-align: center;">[ 8 ] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定ノのぞき見防止の配置</p> <p>②技術的安全管理措置・・・児童手当システムへのアクセス時における二要素認証ノウイルス対策ソフトウェアの導入ノ外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォーム(以下「中間SVPF」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・中間SVPFは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)に登録されたクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はCSPが実施する。なお、CSPは、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・中間SVPFではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。ノ中間SVPFでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。ノ導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。ノ中間SVPFは、CSPが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。ノ中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間SVPFの事業者及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。ノ中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。ノ中間SVPFの移行の際は、中間SVPFの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。ノ事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。ノ地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。))は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。ノCSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。ノCSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。ノ地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。ノガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。ノ地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。ノ地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-5②所属長	子ども青少年課長 天野 弘美	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月18日	I-5①部署	子ども青少年課	子育て支援課	事後	
平成31年1月18日	I-5②所属長	子ども青少年課長 宮崎 彰夫	子育て支援課長 宮崎 彰夫	事後	
平成31年1月18日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	子育て支援課長 宮崎 彰夫	子育て支援課長		
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。  令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金事務についても同様に行う。【令和4年3月31日終了】</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	事前	
令和3年6月22日	I-3法令上の根拠	<p>・番号法第9条  別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p>	<p>・番号法第9条  別表第一の第56の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p> <p>・口座登録法第10条(特定公的給付指定告示により指定された「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金」事務)</p>	事前	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)  別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)  別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金事務についても同様に行う。【令和4年3月31日終了】</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p>	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施)  手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条別表第一の第56の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</li> <li>口座登録法第10条(特定公的給付指定告示により指定された「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金」事務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条別表第一の第56の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</li> </ul>	事後	
令和4年10月7日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(26、30、74、75及び87の項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条及び第44条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(26、30、74、75及び87の項)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第19条、第40条、第40条の2及び第44条</li> </ul>	事後	
令和5年4月1日	I-1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当システム</li> <li>統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当システム</li> <li>統合宛名システム</li> <li>中間サーバー</li> <li>マイナポータル・マイナポータル申請管理</li> </ul>	事前	
令和7年9月30日	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年9月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	寒川町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	寒川町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1②事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当に関する事務	事後	
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童及び生徒を養育している者に当該手当を支給する。事務の流れは、認定請求の受理、認定若しくは却下、毎年度の現況届である。</p> <p>寒川町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、および現況届の受付  ② 支給要件の審査  ③ 支給区分判定の審査  ④ 認定通知書、額改定通知書、却下通知書、支払通知書等の送付</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施)  手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	<p>児童手当法に基づき、受給者の管理を行い、児童手当を支給する。特定個人情報は以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 認定請求書、額改定認定請求書、受給事由消滅届および現況届の受理、審査  ② 氏名・住所等変更届の受理、確認  ③ 別居監護申立書、監護・生計費の確認書等確認書の受理、審査  ④ 未支払の児童手当請求書の受理、審査  ⑤ 父母指定者指定届の受理、審査  ⑥ 公金受取口座の情報取得</p>	事後	
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー マイナポータル・マイナポータル申請管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・マイナポータル申請管理</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	受給者台帳情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条別表第一の第56の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</li> </ul>	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)  &lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;  上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「児童手当」が含まれる項(81の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</li> <li>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二(26、30、74、75及び87の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第19条、第40条、第40条の2及び第44条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141及び161の項)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法」が含まれる項(106及び107項)</p>	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	